大阪府総務部契約局競争入札審査会設置要綱

（目的）

第１条　この要綱は、入札契約事務の透明性、客観性を確保するため、総務部契約局に「大阪府総務部契約局競争入札審査会」（以下「審査会」という。）を設置するとともに、その運営について必要な事項を定める。

（所管事務）

第２条　審査会は、以下の事務を所管する。

１　大阪府が発注する建設工事、測量・建設コンサルタント等業務、委託役務業務及び物品調達に関する入札参加資格登録に関する次に掲げる事務。

(1)　地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「令」という。）第 167 条の５第 1 項の規定により、一般競争入札（「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）」の規定が適用される調達契約に係る一般競争入札を含む。以下同じ。）に参加する者に必要な資格要件を定める場合の審査及び入札参加資格審査申請者の入札参加資格の有無の審査。

(2)「大阪府入札参加資格審査要綱」第３条第２項に基づく土木一式工事、建築一式工事、電気工事、管工事、舗装工事における予定価格に対応する等級及び等級区分評点に関する審査、及び入札参加資格審査申請者の等級区分の実施に関する審査。

２　総務部契約局長が入札執行する案件に関する次に掲げる事務。

ただし、総合評価一般競争入札の方式によるものについては、落札者決定基準の策定についての調査審議及び入札参加者ごとの評価点数についての審査（第５号に規定する審査を除く。）並びに実績申告型一般競争入札（事業者の技術力等を評価するための項目（以下「評価項目」という。）、評価項目ごとの点数（以下「点数」という。）及び当該案件の履行に必要な技術力等を有すると認める基準の点数（以下「基準点」という。）を設定した上で、点数の合計が基準点以上であることを令第 167 条の 5 の 2 に基づく入札参加資格として定める入札をいう。）の方式によるものについては、評価項目、点数及び基準点の設定についての調査審議を除く。

(1)　一般競争入札の方式により契約する案件に関し、令第 167 条の 5 の 2 に基づく入札参加資格の審査を行うこと、及び入札参加申請者の入札参加資格の有無の審査を行うこと。

(2)　電子入札システムの方式による入札に関して、開札後入札参加者の入札参加資格の審査（事後審査）を行うこと。

(3)　第１号に規定する入札参加資格に関し、あらかじめ定める共通の入札参加資格（測量・建設コンサルタント等業務に限る。）の審査を行うこと。

(4)　一般競争入札において入札参加資格がないと認めた理由についての苦情があった場合の審査を行うこと。

(5)　都市整備部発注の建設工事（プラント設備系工事を除く。）に係る総合評価一般競争入札の方式による案件に関して、実績評価等に関する評価点数の付与に係る調査を行うこと。

３　大阪府が公募により複数の者から企画・技術等の提案を受け、その中から意欲及

び実績・能力等を総合的に評価し、府が調達する業務等の目的に最も合致した企画・技術能力等を有する事業者を選定する方式（以下「公募型プロポーザル方式」という。）により事業者を選定する案件に関し、その採用の適確性、公募条件、公募期間及び事業者選定方法の基本的事項並びに当該事業者選定の審査等を行う大阪府公募型プロポーザル方式等事業者選定委員会の構成などについて、審査を行うこと。

４　総務部契約局長が契約する案件に関し、令第 167 条の 10 第 1 項に基づく低入札価格調査制度を採用した入札について、「大阪府総務部契約局低入札価格調査制度実施要綱」及び「大阪府総務部契約局低入札価格調査の特例として実施する特別重点調査に関する要綱」（以下「特別重点調査要綱」という。）に基づき調査及び審査を行うこと。

５　総務部契約局長が契約する案件に関し、談合情報等不正行為に関する情報がもたらされた場合又は談合等不正行為が疑われる入札が行われた場合に「大阪府総務部契約局公正入札対応マニュアル」に基づき調査及び審査を行うこと。

６　総務部契約局長が契約し、請負者に通知する建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務（総務部契約局長以外の者が契約した建設工事のうち契約金額が 250 万円を超える案件及び測量・建設コンサルタント等業務のうち契約金額が 100 万円を超える案件を含む。）の成績評定に関する次に掲げる事務。

(1）通知した評定点等に関し、請負者が説明を求めた場合に評定の評価を行うこと。

(2）その他成績評定の運用に係ること。

（審査会の組織等）

第３条　審査会に会長及び副会長を置き、審査会の組織は、別表１に掲げる者をもって充てる。

ただし、会長は、必要があると認めるときは、大阪府入札監視等委員会委員（以下「入札監視等委員会委員」という。）、各部局の職員及び予算執行機関の職員の出席を求め、その意見を聴くことができる。

２　会長は、会務を総括する。

３　副会長は、会長を補佐し、会長が事故又は不在のとき並びに欠けたときは、その職務を代理する。

（謝金等）

第４条　第３条第１項の規定により、入札監視等委員会委員が審査会に出席したときは、謝金及び実費弁償を支給することができる。

２　前項の謝金の額は、大阪府入札監視等委員会規則（平成 24 年大阪府規則第 143 号）に定める委員の報酬額と同額とし、出席日数に応じて、その都度支給する。

３　第１項の実費弁償の額及び支給方法は、証人等の実費弁償に関する条例（昭和 40 年大阪府条例第 39 号）に定める証人等の例による。

（審査会の会議）

第５条　審査会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

２　審査会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

３　審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長が決する。

４　会長は、審査会を招集できない場合は、各委員に議事を回付し可否を伺うことで議決に代えることができる。

（審査会の運営）

第６条　審査会において審査する案件の関係資料は、原則、審査会の開催日の一週間前までに契約局に提出するものとする。

２　会長は、審査会終了後速やかに、議事の概要を事務局に作成させるものとする。

（部会の設置等）

第７条　審査会に部会を設置し、部会に部会長及び副部会長を置く。部会の組織は、別表２に掲げる者をもって充てる。

２　部会長は、部会の会務を総括する。

３　副部会長は、部会長を補佐し、部会長が事故又は不在のとき並びに欠けたときは、その職務を代理する。

４　部会の事務は、以下のとおりとする。

(1)　工事部会については、次に掲げる調査及び審査

ア　建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務に係る第２条第１項第１号に掲げる事務のうち、入札参加資格審査申請者の入札参加資格の有無の審査。

イ　第２条第１項第２号に掲げる事務のうち、入札参加資格審査申請者の等級区分の実施に関する審査。

ウ　建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務に係る第２条第２項第１号に掲げる事務のうち、入札執行の取り止めなどで、既に審査会の審査を経た案件（以下「当初入札」という。）とおおむね同一の工事又は業務を、改めて入札に付する場合の入札参加資格を定めるに当たっての審査。

ただし、当該入札参加資格が、当初入札の入札参加資格と同一の場合（大阪府建設工事等取り抜け方式実施要綱第２条に規定する取り抜け方式を適用する入札における取り抜け方式に関する入札参加資格の変更及び当初入札において当該入札以外の入札への参加を制限する入札における参加制限に関する入札参加資格の変更の場合を含む。）に限る。

エ　建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務に係る第２条第２項第１号に掲げる事務のうち、入札参加申請者の入札参加資格の有無の審査。

オ　建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務に係る第２条第２項第２号に規定する審査。

カ　建設工事に係る第２条第２項第 5 号に規定する調査。

キ　予定価格が３億５千万円未満の建設工事案件に係る第２条第４項に規定する調査及び審査のうち、発注機関から契約内容に適合した履行がされないおそれがないと審査会に報告された案件の調査及び審査。

ただし、「大阪府総務部契約局低入札価格調査制度実施要綱（建設工事版）」（以下「低入札要綱（工事）」という。）第９条第６項及び特別重点調査要綱第１１条に規定する経営の状況に関する調査を実施した場合は、これに係る審査を除く。

ク　住宅まちづくり部発注の電気・機械設備工事案件に係る第２条第４項に規定する調査及び審査のうち、発注機関から契約内容に適合した履行がされないおそれがないと審査会に報告された案件の調査及び審査。

ただし、低入札要綱（工事）第９条第６項及び特別重点調査要綱第１１条に規定する経営の状況に関する調査を実施した場合は、これに係る審査を除く。

ケ　建設工事案件に係る第２条第４項に規定する調査及び審査のうち、低入札要綱（工事）第８条の規定に基づく事前調査に係る調査及び審査。

コ　低入札要綱（工事）第９条第 8 項ただし書の場合又は特別重点調査要綱第１１条の規定により読み替える同項ただし書の場合に該当する建設工事案件に係る第２条第４項に規定する調査及び審査。

ただし、低入札要綱（工事）第９条第６項及び特別重点調査要綱第１１条に規定する経営の状況に関する調査を実施した場合は、これに係る審査を除く。

(2)　物品委託役務部会については、次に掲げる調査及び審査。

ア　物品調達及び委託役務業務に係る第２条第１項第１号に掲げる事務のうち、入札参加資格審査申請者の入札参加資格の有無の審査。

イ　物品調達及び委託役務業務に係る第２条第２項第１号に掲げる事務のうち入札参加申請者の入札参加資格の有無の審査及び同項第２号に規定する審査。

ウ　予定価格が３千万円以上の物品調達案件で内容が同一の物品を同一会計年度に反復的に発注するもののうち、既に審査会の審査を経た案件と同一の参加資格等で公告するもの。

エ　物品調達及び委託役務業務に係る第２条第２項第１号に掲げる事務のうち、入札執行の取りやめなどで、当初入札とおおむね同一の物品調達又は委託役務業務を、改めて入札に付する場合の入札参加資格を定めるに当たっての審査。

ただし、当該入札参加資格が、当初入札の入札参加資格と同一の場合に限る。

オ　予定価格が２千万円未満の委託役務業務案件に係る第２条第４項に規定する調査及び審査のうち、発注機関から契約内容に適合した履行がされないおそれがないと審査会に報告された案件の調査及び審査。

５　第５条の規定にかかわらず、部会の事務については、部会の決議をもって審査会の決議とする。

（部会の会議）

第８条　部会長は、必要があると認める場合は、前条第５項の規定に関わらず、第５条に規定する審査会に部会の事務に関する審査を付すことができるものとする。

２　前条で定めるもののほか、部会の会議については第５条の規定を準用する。

（各部局長等への委任等）

第９条　第２条に規定する事務のうち、次に掲げる事務については、各部局又は予算執行機関に置く審査会等に委ねる。

(1)　予定価格が３億５千万円未満の建設工事、予定価格が３千万円未満の物品調達案件並びに予定価格が２千万円未満の測量・建設コンサルタント等業務及び委託役務業務に係る第２条第２項第１号に規定する事務に規定する事務。

(2)　第２条第 2 項第３号の規定に基づき定めた共通の入札参加資格を適用する案件に係る同項第１号に規定する事務。

(3)　測量・建設コンサルタント等業務のうち、内容が共通する業務を同一会計年度に反復的に発注する場合で、同一の入札参加資格で公告することを既に審査会で承認したものに係る第２条第２項第１号に規定する事務。

(4)　公募型プロポーザル方式により事業者を選定する案件のうち、次に掲げる案件に係る第２条第３項に規定する事務。

ア　予定価格が２千万円未満（内容が共通する業務等を反復的に発注する場合については、年間発注予定総額が２千万円未満）の案件。

イ　内容が共通する業務等を反復的に発注する場合で、既に審査会の審査を経た案件と同一の応募資格等で公募する案件（同一会計年度に属するものに限る。）。

２　公募型プロポーザル方式により事業者を選定する予定価格が２千万円未満の案件であっても、新たな行政課題の対応等により発注部局が必要があると認めるものについては、契約局審査会の審査に付すことができるものとする。
３　各部局長等は、第１項の審査会等の組織及び審査結果について契約局長に通知するものとする。

（指名競争入札への準用）
第１０条　この要綱の規定は、指名競争入札に参加する者（経常建設共同企業体を含む。）に必要な資格要件を定める場合の審査及び入札参加資格審査申請者の入札参加資格の有無の審査並びに契約する案件における入札参加者の指名の審査及び非指名理由に係る苦情の審査について準用する。

（各部局の規定の準用）
第１１条　契約局が行う一般競争入札、指名競争入札に関しては、各部局で定める規定を準用することができる。

（事務局）
第１２条　審査会の庶務は、総務部契約局総務委託物品課において行う。
２　工事部会の庶務は、総務部契約局建設工事課において行う。
３　物品委託役務部会の庶務は、総務部契約局総務委託物品課において行う。

（その他）
第１３条　この要綱に定めるものほか、審査会の運営に関し必要な事項は会長が定める。

附　則
この要綱は、平成１７年４月１日から施行する。
この要綱は、平成１７年７月１日から施行する。
この要綱は、平成１７年１０月３日から施行する。
この要綱は、平成１８年４月３日から施行する。
この要綱は、平成１９年４月１日から施行する。
この要綱は、平成１９年６月１日から施行する。
この要綱は、平成２０年４月１日から施行する。
この要綱は、平成２１年４月１日から施行する。
この要綱は、平成２１年１０月１６日から施行する。
この要綱は、平成２２年２月１日から施行する。
この要綱は、平成２２年４月１日から施行する。
この要綱は、平成２３年２月１５日から施行する。
この要綱は、平成２３年４月１日から施行する。
この要綱は、平成２３年５月２７日から施行し、第８条第１項の規定は、同年６月９日以降の審査会に付する案件から適用する。
この要綱は、平成２４年１月４日から施行する。
この要綱は、平成 24 年４月１日から施行する。
ただし、第２条第２項ただし書及び同項第４号の規定は、平成２４年４月１日以降に公告する案件から適用し、同日前に公告した案件については、なお従前の例による。
この要綱は、平成２４年１１月１日から施行する。

この要綱は、平成２５年４月１日から施行する。
この要綱は、平成２５年 10 月１日から施行する。
この要綱は、平成２６年２月３日から施行する。
この要綱は、平成２６年４月１日から施行する。
この要綱は、平成２７年４月１日から施行する。
この要綱は、平成２８年４月１日から施行する。
この要綱は、平成２９年４月１日から施行する。
この要綱は、平成３０年４月１日から施行する。
この要綱は、平成３０年８月１日から施行し、同年１０月１日以降に公告する案件から適用する。

別表１　審査会の構成（第３条関係）

会　長	副会長	委　　員
契約局長	契約局副理事	総務委託物品課長 総務委託物品課　参事（監察担当） 同　参事（企画担当） 同　課長補佐（システム担当） 建設工事課長 建設工事課　参事（調整担当） 同　参事（検査統括） 同　参事（土木検査担当）

別表２　部会の構成（第７条関係）

（１）　工事部会		
部会長	副部会長	委　　員
建設工事課長	建設工事課 参事（調整担当）	総務委託物品課　課長補佐（制度担当） 建設工事課　建築入札補佐 同　土木入札補佐

（２）　物品委託役務部会		
部会長	副部会長	委　　員
総務委託物品課長	総務委託物品課 参事（企画担当）	総務委託物品課　委託役務補佐 総務委託物品課　物品調達補佐